



山形県公報

平成19年3月9日(金)
第1822号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                              |                   |     |
|----------------------------------------------|-------------------|-----|
| 有害図書類の指定.....                                | (女性青少年政策室) ...    | 276 |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定による指定区域の指定..... | (循環型社会推進課) ...    | 277 |
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....                       | (健康福祉企画課) ...     | 281 |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....                    | ( 同 ) ...         | 同   |
| 生活保護法による指定施術機関の指定.....                       | ( 同 ) ...         | 282 |
| 生活保護法による指定施術機関の変更の届出.....                    | ( 同 ) ...         | 同   |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....                       | ( 同 ) ...         | 同   |
| 指定介護療養型医療施設の指定.....                          | (置賜総合支庁福祉課) ...   | 同   |
| 争議行為を行う旨の通知.....                             | (雇用労政課) ...       | 283 |
| 山形県開拓事業補助金交付規程を廃止する規程.....                   | (農村計画課) ...       | 284 |
| 山形県農業拓植基金造成費補助金交付規程を廃止する規程.....              | ( 同 ) ...         | 同   |
| 山形県土地改良区合併促進事業補助金交付規程を廃止する規程.....            | ( 同 ) ...         | 285 |
| 山形県土地改良事業推進対策費補助金交付規程を廃止する規程.....            | ( 同 ) ...         | 同   |
| 山形県換地処分事務促進対策補助金交付規程を廃止する規程.....             | ( 同 ) ...         | 同   |
| 土地改良事業の工事の完了に係る届出.....                       | (庄内総合支庁農村計画課) ... | 同   |
| 森林病虫害等のまん延を防止するための命令の予定.....                 | (森 林 課) ...       | 同   |
| 都市計画事業の変更の認可.....                            | (都市計画課) ...       | 286 |
| 開発行為に関する工事の完了.....                           | (村山総合支庁建築課) ...   | 同   |
| 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....             | (出 納 局) ...       | 同   |

### 公安委員会関係

#### 規 則

|                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| 山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則.....      | 287 |
| 山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則..... | 289 |

### 企業局関係

#### 規 程

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 山形県公営企業固定資産管理規程の一部を改正する規程..... | 290 |
|--------------------------------|-----|

### 公 告

|                |                    |     |
|----------------|--------------------|-----|
| 一般競争入札の公告..... | (村山総合支庁西村山総務課) ... | 同   |
| 同.....         | (村山総合支庁北村山総務課) ... | 291 |
| 同.....         | (最上総合支庁総務課) ...    | 292 |
| 同.....         | ( 同 ) ...          | 293 |
| 同.....         | (総合療育訓練センター) ...   | 294 |
| 同.....         | ( 同 ) ...          | 295 |
| 同.....         | (最上学園) ...         | 296 |

同 ..... (鳥海学園) ...297  
 同 ..... (庄内総合支庁水産課) ...298  
 同 ..... (出納局) ...299  
 同 ..... (教育委員会) ...300  
 平成19年度猟銃等講習会の開催 ..... (公安委員会) ...301  
 一般競争入札の公告 ..... (同) ...303  
 同 ..... (同) ...304  
 同 ..... (病院事業局) ...305  
 同 ..... (同) ...306  
 同 ..... (同) ...307  
 同 ..... (同) ...308  
 同 ..... (同) ...309  
 同 ..... (同) ...310  
 同 ..... (同) ...311  
 同 ..... (同) ...312  
 同 ..... (同) ...314  
 同 ..... (同) ...315  
 同 ..... (同) ...316

告 示

山形県告示第190号

山形県青少年保護条例(昭和54年3月県条例第13号)第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成19年3月9日

山形県知事 齋藤 弘

(図書)

| 指定番号 | 題名                      | 図書コード      | 発行所等        | 指定の理由                               |
|------|-------------------------|------------|-------------|-------------------------------------|
| 8538 | ふたりエッチ ザ・チョイス妄想がとまらない!編 | 67503 - 99 | (株)白泉社      | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 8539 | 校内写生×ANGEL電車美少女編        | 44649 - 66 | (株)宙出版      |                                     |
| 8540 | 愛の体験スペシャルDX 3月号         | 11585 - 3  | (株)竹書房      |                                     |
| 8541 | なるままホスピタル               | 57612 - 65 | (株)竹書房      |                                     |
| 8542 | 女豹 欲望の欠片編               | 50701 - 09 | 実業之日本社      |                                     |
| 8543 | ケン月影の女用心棒               | 44650 - 73 | (株)宙出版      |                                     |
| 8544 | 恋愛美人イフ 3月号              | 19615 - 3  | セブン新社       |                                     |
| 8545 | 恋June 2月号               | 64182 - 42 | (株)マガジンマガジン |                                     |
| 8546 | レディースコミック・タブー 3月号       | 19673 - 03 | 三和出版(株)     |                                     |

|      |                                         |             |           |
|------|-----------------------------------------|-------------|-----------|
| 8547 | イフ3月号増刊DVD MAX Special<br>～ホンキでイっちゃうSP～ | 19616 - 3   | セブン新社     |
| 8548 | 漫画ローレンス 4月号増刊                           | 18388 - 4/1 | (株)総合図書   |
| 8549 | 本当にあった人妻の浮気話 3月号                        | 18123 - 03  | ミリオン出版(株) |
| 8550 | Lady's Comic Special AYA 3月号            | 09671 - 03  | (株)宙出版    |
| 8551 | 虹色ぱれっと                                  | 57612 - 61  | (株)竹書房    |
| 8552 | 制服三昧                                    | 57612 - 68  | (株)竹書房    |
| 8553 | 誘惑の吐息                                   | 50170 - 18  | (株)双葉社    |
| 8554 | 誘惑制服美女図鑑                                | 55250 - 55  | 辰巳出版(株)   |

《参考》山形県青少年保護条例第8条第2項第1号及び第2号の規定(包括指定)に該当する有害な図書類(図書)

| 番号 | 題名                  | 区分         | 発行所等      |
|----|---------------------|------------|-----------|
| 1  | Nama MAX vol.3      | 不明         | フォーユー書房   |
| 2  | 別冊投稿キングLimited 11月号 | 17853 - 11 | ワイレア出版(株) |

(録画テープ等)

| 番号 | 題名                     | 区分  | 発行所等   |
|----|------------------------|-----|--------|
| 1  | 超カワイイ～白石ひより&遠山若菜 丸ごと収録 | DVD | 不明     |
| 2  | 千葉県成田市在住人妻28歳          | DVD | 不明     |
| 3  | ぷるぷる巨乳4時間SPECIAL Vol.2 | DVD | (株)GOT |
| 4  | 若妻投稿ファイル02             | DVD | 愛妻家    |

#### 山形県告示第191号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)第13条の2に規定する土地の区域を指定区域として次のとおり指定した。

平成19年3月9日

山形県知事 齋藤 弘

| 指 定 区 域                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 埋立地の区分                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 上山市大字金瓶字谷広地20の一部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。)第12条の31第2号の埋立地 |
| 東村山郡中山町大字長崎字測の上733 - 2の一部、7753、7754                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 同上                                                           |
| 寒河江市大字日田字平田232の一部、同市大字日田元仁田字前野549 - 1、同市大字日田元新田字前野1622 - 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 同上                                                           |
| 同 市大字平塩字榎沢山1394 - 1から1394 - 2までの一部、1019 - 1、1389から1391まで、1392の一部、1009、1197、1482の一部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 同上                                                           |
| 天童市大字藤内新田字神田1857 - 1、1857 - 2、1858 - 1、1858 - 2、1859 - 1、1859 - 2、1860 - 1、1860 - 2、1861 - 1、1861 - 2、1862 - 1から1862 - 5まで、1863 - 1から1863 - 3まで、1864の一部、同市大字藤内新田字堰端503 - 148の一部、503 - 157、503 - 162、503 - 200から503 - 211まで、503 - 219、503 - 220、503 - 226、503 - 227、503 - 319、503 - 330から503 - 339まで、同市大字藤内新田字藤之内25 - 1、25 - 1 - 1、25 - 1 - 2、25 - 3、27 - 1、28 - 1、32 - 1、33 - 1、38 - 1、39 - 1                        | 同上                                                           |
| 西村山郡河北町谷地字東54 - 7、54 - 12、654 - 1、654 - 2、654 - 4、同町谷地字吉田東53 - 4、53 - 9、57 - 1、59 - 3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 同上                                                           |
| 尾花沢市大字名木沢字猿羽根山1790 - 2、同市大字名木沢字坂本沢569 - 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 規則第12条の31第1号の埋立地                                             |
| 同 市大字延沢字裏山3574 - 1、3574 - 87、3574 - 90                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 規則第12条の31第2号の埋立地                                             |
| 北村山郡大石田町大字横山字土橋4609 - 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 同上                                                           |
| 新庄市大字萩野字前坂166、167                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 同上                                                           |
| 同 市十日町字愛宕裏山6388 - 3の一部、6388 - 6                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 同上                                                           |
| 同 6388 - 9                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 同上                                                           |
| 最上郡最上町大字満沢字市の沢1024 - 53                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 同上                                                           |
| 新庄市大字升形字石神2426の一部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 同上                                                           |
| 酒田市宮野浦字飯森山西17 - 6の一部、17 - 300、17 - 615の一部、17 - 616、17 - 617                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 同上                                                           |
| 同 市飯森山三丁目17 - 1、17 - 95の一部、17 - 116、17 - 715から17 - 721まで、17 - 729から17 - 732まで、17 - 751から17 - 753まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 同上                                                           |
| 同 市浜中字村東1654先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 同上                                                           |
| 同 市広岡新田字前林367 - 3の一部、368 - 1、368 - 2、375 - 1、375 - 2、376から378まで、379の一部、383 - 1、383 - 2の一部、386 - 1、386 - 2の一部、387 - 1の一部、387 - 2、387 - 3の一部、388 - 3、389 - 1、389 - 3、390 - 1から390 - 3まで、391 - 1の一部、391 - 2、392 - 1の一部、392 - 2、393 - 1、393 - 3、394 - 1、394 - 3、394 - 4、(395 - 1 + 395 - 2)の一部、396、397 - 1、397 - 3、397 - 4、398 - 1から398 - 3まで、399 - 2、399 - 3、400 - 1、400 - 3、401 - 1から401 - 3まで、402 - 1、402 - 2、405 - 2 | 同上                                                           |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 同 市浜中字七窪1 - 4の一部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 同上               |
| 同 市下黒川字谷地田1 - 30、1 - 137の各一部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 規則第12条の31第1号の埋立地 |
| 同 市中野俣字赤田沢47 - 1、同市田沢字長根1 - 55、130                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 規則第12条の31第2号の埋立地 |
| 同 市草津字湯ノ台90 - 7                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 同上               |
| 東田川郡庄内町堀野字東砂子71 - 1の一部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 同上               |
| 同 町大字狩川字弥七山15 - 1、17 - 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 同上               |
| 飽海郡遊佐町吹浦字三崎1 - 1の一部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 同上               |
| 鶴岡市安丹字大川端259、260、261                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 同上               |
| 同 市板井川字勝地1 - 5の一部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 同上               |
| 同 市タラノキ代字天狗森9 - 156の一部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 同上               |
| 同 市荒沢字鱒淵37 - 1の一部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 同上               |
| 同 市柳久瀬字九日田116から126まで、128から135まで、同市羽黒町金森目字頭無105、107から124まで、126から130まで、134から142まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 同上               |
| 同 市黒川字椿出883                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 規則第12条の31第1号の埋立地 |
| 同 市東荒屋字押切220 - 5から220 - 11まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 規則第12条の31第2号の埋立地 |
| 米沢市春日四丁目13 - 1、13 - 15、13 - 17、13 - 19、13 - 20から13 - 21までの一部、13 - 22、13 - 23の一部、13 - 24から13 - 28まで、13 - 29の一部、13 - 30から13 - 36まで、13 - 37から13 - 38までの一部、13 - 39から13 - 42まで、13 - 48、13 - 49の一部、13 - 50から13 - 52まで、13 - 55から13 - 56までの一部、13 - 58、21 - 5の一部、21 - 8、21 - 9、27 - 2の一部、28 - 2の一部                                                                                                                                                                                      | 同上               |
| 南陽市川樋字大洞山3939 - 28、3939 - 44                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 同上               |
| 東置賜郡高畠町大字露藤字五輪窪1513、1516 - 1、1516 - 2、1544                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 同上               |
| 東置賜郡川西町大字下小松字詠山1885 - 10、1885 - 11、1886 - 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 同上               |
| 米沢市大字浅川字大南1877の一部、1878、1879、1880から1881までの一部、1881 - 1、1882から1883までの一部、1883 - 1から1883 - 3までの一部、1890 - 2の一部、1891、1891 - 1、1892、1892 - 1、1893 - 2の一部、1894の一部、1895 - 2の一部、1897 - 2、1897 - 3、1899 - 2、1901 - 2、1902から1906まで、1907 - 1、1907 - 2、1908、1908 - 1、1911 - 1、1913 - 1、1913 - 2、1914から1917まで、1918 - 3、1922、1923、1941 - 1の一部、1942、1943 - 2、同市大字浅川字袖窪1373 - 10から1373 - 16まで、1551から1554まで、1555 - 1、1555 - 2、1556、1556 - 1、1558、1562、1569 - 1、同市大字長手字押出2823 - 3、2825 - 3、2826 - 2 | 規則第12条の31第1号の埋立地 |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 東置賜郡高畠町大字夏茂元津久茂字千代田五3030の一部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 規則第12条の31第2号の埋立地 |
| 長井市舟場255 - 1、259から261までの一部、262 - 1、263 - 1の一部、263 - 2、264 - 1、265、266、267 - 1、267 - 3、268 - 1、269 - 1、1905 - 1、1907 - 1、1908から1911まで、1912 - 1、1915 - 1、1917 - 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 同上               |
| 西置賜郡小国町大字小国小坂町字横根896 - 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 同上               |
| 南陽市大字露橋字牛沼西620の一部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 同上               |
| 山形市大字門伝字隔間沼山3638、3639                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 同上               |
| 同 市鑄物町50、50 - 1、50 - 6                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 規則第12条の31第1号の埋立地 |
| 同 市大字門伝字落合河原401 - 2、3112 - 6から3112 - 7までの一部、3113 - 1、3113 - 2、3114 - 1から3114 - 11まで、3114 - 12の一部、3114 - 16の一部、3114 - 17、3114 - 18の一部、3114 - 21の一部、3114 - 22から3114 - 24まで、3114 - 25の一部、3114 - 26から3114 - 29まで、3114 - 30の一部、3114 - 32から3114 - 34まで、3114 - 36、3114 - 37の一部、3114 - 39、3116 - 1から3116 - 3まで、3117 - 1の一部、3117 - 3から3117 - 10まで、3117 - 11の一部、3117 - 13、3117 - 14、3117 - 15の一部、3117 - 20の一部、3117 - 34、3117 - 37の一部、3117 - 38、3117 - 43から3117 - 44までの一部、3117 - 48、3117 - 49、3117 - 50から3117 - 51までの一部、3147 - 1、3147 - 2、3148 - 16の一部、3714 - 2の一部、3716 - 2の一部、3717から3719まで、3720 - 2の一部、3720 - 3、3722 - 2の一部、3723から3737まで、3738 - 2の一部、3741 - 2の一部、3742 - 2の一部、3743 - 2の一部、同 市大字門伝字落合川原335 - 乙から335 - 丙までの一部、335 - 丁、336 - 1の一部、337 - 1の一部、337 - 2、337 - 3、338から340まで、341 - 2の一部、342 - 1から342 - 4までの一部、343、343 - 1、343 - 2、344 - 1から344 - 3まで、345 - 1、345 - 4、346、347、348 - 1、348 - 4、348 - 5、350から352まで、352 - 1、353から356まで、358 - 1、358 - 2、358 - 3の一部、359 - 1、359 - 2の一部、375 - 1、375 - 2から375 - 3までの一部、376 - 1の一部、377 - 1の一部、378から383まで、383 - 1、383 - 2、384から386まで、386 - 1、386 - 2、387、388 - 1、388 - 2、389から396まで、397の一部、397 - 1の一部、398から400まで、400 - 1の一部、401 - 1の一部、402 - 2の一部、2582、3114 - 35、同 市大字門伝字樋渡307 - 2の一部、308 - 4の一部、308 - 5、312 - 3の一部、312 - 4、313 - 1の一部、313 - 2、313 - 3、313 - 5、316 - 1の一部、316 - 2、335 - 1の一部、360 - 2の一部、360 - 4の一部、360 - 5、365 - 1の一部、365 - 6の一部、369 - 4の一部、373、373 - 1、374 - 2の一部、394 - 1、394 - 2、同 市大字門伝字向川原357 - 1、357 - 2 | 令第13条の2第1号の埋立地   |
| 酒田市大浜一丁目85 - 1の一部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 規則第12条の31第1号の埋立地 |
| 同 105 - 2の一部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 同上               |
| 同 88 - 1の一部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 同上               |
| 同 80 - 2、84 - 1、146、146 - 1、148 - 7、149 - 4、150 - 4の各一部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 同上               |

|   |                                                                                      |                  |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 同 | 80 - 2、84 - 1の各一部                                                                    | 同上               |
| 同 | 市大浜二丁目177 - 8の一部                                                                     | 同上               |
| 同 | 177 - 8、177 - 15の各一部                                                                 | 同上               |
| 同 | 177 - 15の一部                                                                          | 同上               |
| 同 | 177 - 2の一部                                                                           | 同上               |
|   | 村山市大字富並字泥沢634 - 6の一部、634 - 7から634 - 9まで、4378 - 4から4378 - 6までの一部、4378 - 7、4379 - 1の一部 | 令第13条の2第2号の埋立地   |
|   | 鶴岡市大荒字大戸前4、5 - 2の一部                                                                  | 規則第12条の31第1号の埋立地 |
| 同 | 5 - 2の一部                                                                             | 同上               |
| 同 | 5 - 3                                                                                | 同上               |
|   | 米沢市大字赤崩字才豆原20243 - 1、20243 - 6、20243 - 7の各一部                                         | 規則第12条の31第2号の埋立地 |

## 山形県告示第192号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成19年3月9日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地      | 指定年月日      |
|-----------|-----------------|------------|
| ふじしま歯科医院  | 鶴岡市藤浪四丁目103番地6号 | 平成19. 2. 5 |

## 山形県告示第193号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年3月9日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地     | 廃止年月日      |
|-----------|----------------|------------|
| 庄司内科医院    | 山形市緑町二丁目9番1号   | 平成18.10.31 |
| 胃腸科内科長沼医院 | 同 下条町五丁目8番12号  | 同 10.31    |
| ふじしま歯科医院  | 鶴岡市藤浪四丁目101番地6 | 同 11.27    |
| 菊地内科クリニック | 同 東原町25番51号    | 平成19. 1.31 |

## 山形県告示第194号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成19年3月9日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定施術機関の名称 | 開設者  | 指定施術機関の所在地             | 指定年月日     |
|-----------|------|------------------------|-----------|
| 太陽整骨治療院   | 鈴木秀悦 | 山形市下条町二丁目4番30号セブンエイト1F | 平成19.1.22 |

## 山形県告示第195号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年3月9日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 (1) 届出をした指定施術機関の名称及び所在地

さくらんぼ接骨院

東根市大字東根甲5942

## (2) 届出の内容

| 指定施術機関の所在地    |              | 変更年月日    |
|---------------|--------------|----------|
| 変更前           | 変更後          |          |
| 東根市大字蟹沢1745-1 | 東根市大字東根甲5942 | 平成18.9.1 |

## 山形県告示第196号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成19年3月9日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関及び訪問看護ステーションの名称 | 施設又は実施する事業の種類                    | 指定介護機関及び訪問看護ステーションの所在地 | 指定年月日     |
|-----------------------|----------------------------------|------------------------|-----------|
| おぐに訪問看護ステーション         | 介護予防訪問看護                         | 西置賜郡小国町大字あけぼの一丁目1番地    | 平成18.8.1  |
| クオリティケアサポートセンター渋谷別館   | 介護予防通所介護                         | 東根市温泉町二丁目2番20号         | 平成19.1.19 |
| グループホームあすなろ窪田         | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護 | 米沢市窪田町窪田1421番地1        | 同 2.1     |

## 山形県告示第197号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第3号の規定により、指定介護療養型医療施設を次のとおり指定した。

平成19年3月9日

山形県知事 齋 藤 弘



| 指定介護療養型医療施設の名称 | 所在地         | 指定年月日     |
|----------------|-------------|-----------|
| 吉川記念病院         | 長井市成田1888番1 | 平成19.2.28 |

## 山形県告示第198号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長今井敏彦から、争議行為を行うことについて、平成19年2月28日次のとおり通知があった。

平成19年3月9日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 事 件

賃金引上げ等の要求に関する件

## 2 期 間

平成19年3月14日以降事件解決の日まで

## 3 場 所

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立病院

鶴岡市文園町9番34号

庄内医療生活協同組合

訪問看護ステーションきずな

同 日枝海老島159番1号

庄内医療生活協同組合

協立歯科クリニック

同

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立リハビリテーション病院

同 上山添字神明前38番地

庄内医療生活協同組合

協立大山診療所

同 大山二丁目26番3号

庄内医療生活協同組合

協立三川診療所

東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9

庄内医療生活協同組合

総合介護センターふたば

鶴岡市双葉町13番45号

庄内医療生活協同組合

協立病院附属クリニック

同 文園町11番3号

医療法人健友会

本間病院

酒田市中町三丁目5番23号

医療法人健友会

介護老人保健施設ひだまり

同

医療法人健友会

のぞみ診療所

同 中町三丁目4番12号

医療法人健友会

訪問看護ステーションかがやき

同 中町三丁目3番18号

医療法人健友会

本間病院在宅介護支援センター

同 中町三丁目5番23号

医療法人健友会

本間病院ヘルパーステーション

同 中町三丁目3番18号

医療法人健友会

認知症対応型通所介護施設「楽楽」

同

医療法人山容会

山容病院

同 高砂二丁目1番64号

社会福祉法人恩賜財団済生会

山形済生病院

山形市沖町79番1号

|                                |   |                   |
|--------------------------------|---|-------------------|
| 医療法人社団小白川至誠堂病院<br>小白川至誠堂病院     | 同 | 東原町一丁目12番26号      |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院           | 同 | 桜町7番44号           |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院附属中山診療所    |   | 東村山郡中山町大字長崎3034番地 |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂訪問サービスセンターコスモス |   | 山形市桜町4番10号        |
| 医療法人社団松柏会<br>桜町わかばクリニック        | 同 |                   |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂ヘルパーステーション     | 同 |                   |
| 医療法人社団松柏会<br>地域包括支援センターかがやき    | 同 |                   |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂とかみクリニック       | 同 | 富神前48番5号          |
| 医療法人篠田好生会<br>篠田総合病院            | 同 | 桜町2番68号           |
| 医療法人篠田好生会<br>千歳篠田病院            | 同 | 長町二丁目10番56号       |
| 医療法人篠田好生会<br>天童温泉篠田病院          |   | 天童市鎌田一丁目7番1号      |
| 医療法人二本松会<br>山形病院               |   | 山形市桜町2番75号        |
| 医療法人二本松会<br>上山病院               |   | 上山市金谷字下河原1370番地   |
| 医療法人二本松会<br>霞城メンタルクリニック        |   | 山形市城南町三丁目6番24号    |
| 医療法人二本松会<br>精神障害者地域生活支援センター    | 同 | 城南町二丁目1番41号       |

## 4 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為並びにこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

## 山形県告示第199号

山形県開拓事業補助金交付規程を廃止する規程を次のように定める。

平成19年3月9日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県開拓事業補助金交付規程を廃止する規程

山形県開拓事業補助金交付規程(昭和36年4月県告示第250号)は、廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 山形県告示第200号

山形県農業拓植基金造成費補助金交付規程を廃止する規程を次のように定める。

平成19年3月9日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県農業拓植基金造成費補助金交付規程を廃止する規程

山形県農業拓植基金造成費補助金交付規程(昭和36年6月県告示第469号)は、廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県告示第201号

山形県土地改良区合併促進事業補助金交付規程を廃止する規程を次のように定める。

平成19年3月9日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県土地改良区合併促進事業補助金交付規程を廃止する規程

山形県土地改良区合併促進事業補助金交付規程（昭和39年10月県告示第897号）は、廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県告示第202号

山形県土地改良事業推進対策費補助金交付規程を廃止する規程を次のように定める。

平成19年3月9日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県土地改良事業推進対策費補助金交付規程を廃止する規程

山形県土地改良事業推進対策費補助金交付規程（昭和43年11月県告示第997号）は、廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県告示第203号

山形県換地処分事務促進対策補助金交付規程を廃止する規程を次のように定める。

平成19年3月9日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県換地処分事務促進対策補助金交付規程を廃止する規程

山形県換地処分事務促進対策補助金交付規程（昭和48年9月県告示第1259号）は、廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県告示第204号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成19年3月9日

山形県知事 齋 藤 弘

| 届出者の名称    | 地区名 | 事業の名称                          | 工事完了年月日    |
|-----------|-----|--------------------------------|------------|
| 庄内赤川土地改良区 | 谷 定 | 元気な地域づくり交付金<br>（ 基 盤 整 備 促 進 ） | 平成19年1月31日 |

山形県告示第205号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等のまん延を防止するための命令をする予定である。

平成19年3月9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 区域及び期間
  - 区 域 山形県下一円
  - 期 間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- 2 森林病虫害等の種類
  - 松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等(松くい虫の駆除を行ったものを除く。)の移動(森林病虫害等防除法第2条第6項に規定する特別伐倒駆除を行うための移動を除く。)を禁止すること。

## 4 命令をしようとする理由

1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

## 5 その他必要な事項

1の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

## 山形県告示第206号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月9日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 施行者の名称

小国町

## 2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 小国都市計画下水道事業

(2) 名称 小国公共下水道

## 3 変更内容

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

## 4 事業施行期間

平成5年1月19日から平成26年3月31日まで

## 山形県告示第207号

次の開発行為は、完了した。

平成19年3月9日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 許可番号

平成19年1月22日 指令村総建第5025号

## 2 開発区域に含まれる地域の名称

東村山郡中山町大字小塩字塩江704番2

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山形市桜町一丁目5番20号 アメニティコーポS205号

泉谷浩之・泉谷晴美

## 山形県告示第208号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月9日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程(昭和39年8月県告示第703号)の一部を次のように改正する。

別表第6中 「 " 陣場三丁目10番8号 " 」 を 「 " 陣場三丁目8番19号 " 」 に改める。

## 附 則

この規程は、平成19年3月12日から施行する。

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月9日

山 形 県 公 安 委 員 会

委 員 長 吉 田 美 智 子

山形県公安委員会規則第2号

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察の組織に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第12条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第14条中第16号を第17号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 総合案内及び電話交換業務に関すること。

第19条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 探偵業の規制及び指導に関すること。

第21条第4号中「少年補導協助手等」を「少年補導員等」に改める。

第23条中第4号から第6号までを削り、第7号を第4号とし、第8号から第12号までを3号ずつ繰り上げる。

第26条中第7号を第10号とし、第4号から第6号までを3号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 国際犯罪捜査に関すること。

(5) 国際犯罪に関する情報の収集、分析及び管理に関すること。

(6) 通訳員の運用に関すること。

第37条中第8号を削る。

第39条の表広報相談課の項中「第12条第8号」を「第12条第7号」に改め、同表警務課の項中「第14条第13号」を「第14条第14号」に改め、同表生活安全企画課の項中「第19条第7号」を「第19条第8号」に改め、同表中

|       |                   |               |      |
|-------|-------------------|---------------|------|
| 警備第二課 | 全国農業青年交換大会警衛警備対策室 | 第37条第8号に掲げる事務 | を削る。 |
|-------|-------------------|---------------|------|

第40条第1項の表中

|                   |                    |                                                |      |
|-------------------|--------------------|------------------------------------------------|------|
| 全国農業青年交換大会警衛警備対策室 | 全国農業青年交換大会警衛警備対策室長 | 上司の命を受け、全国農業青年交換大会警衛警備対策室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 | を削り、 |
|-------------------|--------------------|------------------------------------------------|------|

同条第2項の表中

|           |           |                                                                |   |
|-----------|-----------|----------------------------------------------------------------|---|
| 刑 事 企 画 課 | 刑 事 指 導 官 | 上司の命を受け、第23条第1号、第2号、第3号、第7号及び第10号に掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。 | を |
|           | 国際犯罪捜査情報官 | 上司の命を受け、第23条第4号及び第5号に掲げる事務を整理する。                               |   |

|           |           |                                                          |    |
|-----------|-----------|----------------------------------------------------------|----|
| 刑 事 企 画 課 | 刑 事 指 導 官 | 上司の命を受け、第23条第1号から第4号まで及び第7号に掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。 | に、 |
|-----------|-----------|----------------------------------------------------------|----|

|       |           |                                     |   |
|-------|-----------|-------------------------------------|---|
|       | 意 見 聴 取 官 | 上司の命を受け、第26条第4号に関する事務を整理する。         | を |
| 鑑 識 課 | 鑑 識 指 導 官 | 上司の命を受け、犯罪鑑識に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。 |   |

|                   |                                                          |         |
|-------------------|----------------------------------------------------------|---------|
| 意見聴取官             | 上司の命を受け、第26条第7号に関する事務を整理する。                              | に、<br>を |
| 警備指導官             | 上司の命を受け、第37条第2号及び第5号から第7号までに掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。 |         |
| 全国農業青年交換大会警衛警備対策官 | 上司の命を受け、第37条第8号に掲げる事務を整理する。                              |         |
| 警備指導官             | 上司の命を受け、第37条第2号及び第5号から第7号までに掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。 | に改める。   |

第42条第2項の表中

|     |                                              |       |
|-----|----------------------------------------------|-------|
| 研究官 | 上司の命を受け、専門の事務又は鑑定、検査、研究及び実験の技術に関する特定事務を処理する。 | を     |
| 研究官 | 上司の命を受け、専門の事務又は鑑定、検査、研究及び実験の技術に関する特定事務を処理する。 | に改める。 |
| 指導員 | 上司の命を受け、担当事務に関する指導業務を処理する。                   |       |

第54条第1項の表調査官の項中「調査官は、」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 警察署の課又は係に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 職名        | 職務                                        |
|-----------|-------------------------------------------|
| 課長        | 上司の命を受け、警察署の課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。        |
| 専門員       | 上司の命を受け、特定事項を処理する。                        |
| 統括少年補導専門官 | 上司の命を受け、少年補導及び少年相談に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。 |
| 係長        | 上司の命を受け、係の事務を処理する。                        |
| 上席少年補導専門官 | 上司の命を受け、少年補導及び少年相談に関する事務を処理する。            |
| 船長        | 上司の命を受け、警察用船舶の運航に関する業務を処理する。              |
| 指導員       | 上司の命を受け、担当事務に関する指導業務を処理する。                |
| 主任        | 上司の命を受け、担当する事務を処理する。                      |
| 係員        | 上司の命を受け、担当する事務若しくは技術又は特定の技能的業務に従事する。      |

第54条第3項を削る。

別表第1第1号中

|       |      |    |           |         |
|-------|------|----|-----------|---------|
| 天童警察署 | 天童西部 | 交番 | 天童市交り江四丁目 | を<br>に改 |
| 天童警察署 | 天童西部 | 交番 | 天童市交り江四丁目 |         |
|       | 天童南部 | 交番 | 天童市中里五丁目  |         |

め、同表第2号中

|            |          |    |
|------------|----------|----|
| 高 揃 警察官駐在所 | 天童市大字高揃北 | を  |
| 長 岡 警察官駐在所 | 天童市中里五丁目 |    |
| 高 揃 警察官駐在所 | 天童市大字高揃北 | に、 |

「 鶴岡市水沢 」 を 「 鶴岡市みずほ 」 に改める。

別表第2中

|       |         |            |    |
|-------|---------|------------|----|
| 新庄警察署 | 赤 倉 検問所 | 最上郡最上町大字富沢 | を  |
| 米沢警察署 | 栗 子 検問所 | 米沢市大字板谷    |    |
| 米沢警察署 | 栗 子 検問所 | 米沢市大字板谷    | に改 |

める。

附 則

この規則は、平成19年3月15日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（天童警察署に関する部分に限る。）は同月20日から、第12条並びに第14条並びに第39条の表広報相談課の項及び警務課の項並びに第54条第2項及び第3項並びに別表第2の改正規定は同年4月1日から、第19条及び第39条の表生活安全企画課の項の改正規定は同年6月1日から施行する。

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月9日

山 形 県 公 安 委 員 会  
委 員 長 吉 田 美 智 子

山形県公安委員会規則第3号

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察職員の定数の配分に関する規則（昭和34年9月県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

| 区分   | 警察官 |     |                   |        | その他の職員 | 合計     | 備考                             |
|------|-----|-----|-------------------|--------|--------|--------|--------------------------------|
|      | 警視  | 警部  | 警部補<br>巡査部長<br>巡査 | 計      |        |        |                                |
| 警察本部 | 57人 | 92人 | 449人              | 598人   | 236人   | 834人   | 警部補の総数は548人とし、巡査部長の総数は566人とする。 |
| 警察署  | 32人 | 89人 | 1,248人            | 1,369人 | 124人   | 1,493人 |                                |

## 附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

## 企業局関係

### 規程

## 山形県企業管理規程第5号

山形県公営企業固定資産管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月9日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

山形県公営企業固定資産管理規程の一部を改正する規程

山形県公営企業固定資産管理規程(昭和56年4月県企業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号及び第9条第2号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記様式第12号中「第238条の4第4項」を「第238条の4第7項」に改める。

## 附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ガソリンの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月9日

山形県村山総合支庁長 佐 藤 洋 樹

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 寒河江市大字西根字石川西355番地 山形県村山総合支庁西庁舎中央棟2階会議室  
(2) 日 時 平成19年3月26日(月) 午後2時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 ガソリン(JIS 2号) 41,000リットル  
(2) 契約期間及び納入方法 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において指定する納入日に指定する数量を納入すること。  
(3) 納入場所 指定する店頭及び指定する場所  
(4) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。  
(2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。



- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること（同条第2項の規定により公所長に競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。）
  - (5) 山形県村山総合支庁西庁舎から、半径2キロメートル以内にフルサービスによる給油所を有すること。
  - (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により許可、認可、登録その他の処分を受けていることが必要であるときは、その処分を受けていること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
寒河江市大字西根字石川西355 山形県村山総合支庁総務企画部西村山総務課経理係  
電話番号0237 - 86 - 8111（内203）
  - (2) 入札説明書の交付場所等 山形県村山総合支庁総務企画部西村山総務課経理係で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月16日（金）午後4時までに、山形県村山総合支庁総務企画部西村山総務課経理係に提出すること。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
  - (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、レギュラーガソリン及び軽油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月9日

山形県村山総合支庁長 佐 藤 洋 樹

- 1 入札の場所及び日時
- (1) 場 所 村山市楯岡笛田四丁目5 - 1 山形県村山総合支庁 北庁舎 301会議室
  - (2) 日 時 平成19年3月28日（火）午前10時
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量  
イ レギュラーガソリン（JIS 2号） 37,000リットル  
ロ 軽 油（JIS） 12,000リットル
  - (2) 契約期間及び納入方法 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において、その都度、当方が指定する数量を当方の指定する車両に給油すること。
  - (3) 納入場所 店頭渡し
  - (4) 入札方法  
イ (1)のイは、1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。  
ロ (1)のロは、1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額から1リットル当たりに係る軽油引取税額を差し引いた金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって

落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から1リットル当たりに係る軽油引取税額を差し引いた金額の105分の100に相当する金額に1リットル当たりに係る軽油引取税額を加えた金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること(同条第2項の規定により公所長に競争入札参加資格審査申請者の提出の省略を認められたことを含む。)
- (5) 山形県村山総合支庁北庁舎の所管区域に本店又は営業所等を有すること。
- (6) 山形県村山総合支庁北庁舎から半径3キロメートル以内に給油所を有すること。
- (7) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により許可、認可、登録その他の処分を受けていることが必要であるときは、その処分を受けていること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

村山市榎岡笛田四丁目5-1 山形県村山総合支庁総務企画部北村山総務課経理係 電話番号0237(55)2121

- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県村山総合支庁総務企画部北村山総務課経理係で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月16日(金)午後4時までに山形県村山総合支庁総務企画部北村山総務課経理係に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、レギュラーガソリンの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月9日

山形県最上総合支庁長 伊藤俊夫

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 新庄市金沢字大道上2034 山形県最上総合支庁201会議室
- (2) 日 時 平成19年3月27日(火) 午前9時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 レギュラーガソリン(JIS 2号) 70キロリットル
- (2) 契約期間及び納入方法 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において、その都度、当方が指定する数量を当方の指定する車両に給油すること。
- (3) 納入場所 落札者の所有する給油所
- (4) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金

額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること(同条第2項の規定により公所長に競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)
- (5) 山形県最上総合支庁舎(新庄市金沢字大道上2034)から半径3キロメートル以内に給油所(当該給油所の従業員が給油作業を行うものに限る。)を有すること。
- (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により許可、認可、登録その他の処分を受けていることが必要であるときは、その処分を受けていること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
新庄市金沢字大道上2034 山形県最上総合支庁総務企画部総務課予算係 電話番号0233(28)7704
- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県最上総合支庁総務企画部総務課予算係で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月16日(金)までに山形県最上総合支庁総務企画部総務課予算係に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、軽油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月9日

山形県最上総合支庁長 伊 藤 俊 夫

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 新庄市金沢字大道上2034 山形県最上総合支庁201会議室
- (2) 日 時 平成19年3月27日(火) 午前9時30分

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 軽油(JIS) 20キロリットル
- (2) 契約期間及び納入方法 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において、その都度、当方が指定する数量を当方の指定する車両に給油すること。
- (3) 納入場所 落札者の所有する給油所
- (4) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額から1

リットル当たりに係る軽油引取税額を差し引いた金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から1リットル当たりに係る軽油引取税額を差し引いた金額の105分の100に相当する金額に1リットル当たりに係る軽油引取税額を加えた金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること(同条第2項の規定により公所長に競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)
- (5) 山形県最上総合支庁舎(新庄市金沢字大道上2034)から半径3キロメートル以内に給油所(当該給油所の従業員が給油作業を行うものに限る。)を有すること。
- (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により許可、認可、登録その他の処分を受けていることが必要であるときは、その処分を受けていること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
新庄市金沢字大道上2034 山形県最上総合支庁総務企画部総務課予算係 電話番号0233(28)7704
- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県最上総合支庁総務企画部総務課予算係で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月16日(金)までに山形県最上総合支庁総務企画部総務課予算係に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月9日

山形県立総合療育訓練センター所長 井田英雄

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 上山市河崎三丁目7番1号 山形県立総合療育訓練センター会議室
- (2) 日 時 平成19年3月27日(火) 午前10時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 A重油(JIS1種2号) 400キロリットル
- (2) 契約期間及び納入方法 平成19年4月2日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量をタンクローリーで納入すること。
- (3) 納入場所 上山市河崎三丁目7番1号 山形県立総合療育訓練センター

(4) 入札方法 1 リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること(同条第2項の規定により公所長に競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)
- (5) 上山市及び山形市の区域に本店又は営業所等を有すること。
- (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により許可、認可、登録その他の処分を受けていることが必要であるときは、その処分を受けていること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
上山市河崎三丁目7番1号 山形県立総合療育訓練センター総務課経営係 電話番号023(673)3366
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県立総合療育訓練センター総務課経営係で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書(以下「申請書」という。)を平成19年3月15日(木)午前11時までに山形県立総合療育訓練センター総務課経営係に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、医薬品の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月9日

山形県立総合療育訓練センター所長 井 田 英 雄

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 上山市河崎三丁目7番1号 山形県立総合療育訓練センター会議室
- (2) 日 時 平成19年3月27日(火) 午後1時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量  
イ エンシュア・リキッド 700箱  
ロ ジェノトロピン 60筒
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 契約期間 平成19年4月2日から平成20年3月31日まで

- (4) 納入場所 仕様書による。
  - (5) 納入方法 山形県立総合療育訓練センターが指定する日時に指定する数量を納入すること。
  - (6) 入札方法 (1)のイ及びロごとの1箱( (1)のロにあつては、1筒)当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること(同条第2項の規定により公所長に競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
上山市河崎三丁目7番1号 山形県立総合療育訓練センター総務課経営係 電話番号023(673)3366
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県立総合療育訓練センター総務課経営係で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 2の(1)のイに係る契約金額に2の(1)のイの予定数量を乗じて得た金額に2の(1)のロに係る契約金額に2の(1)のロの予定数量を乗じて得た金額を加えた額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 2の(1)の品目ごとの入札価格が山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であつて、かつ、2の(1)の品目ごとの入札価格にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が最低となる価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書(以下「申請書」という。)を平成19年3月15日(木)午前11時までに山形県立総合療育訓練センター総務課経営係に提出すること。この場合において、申請書を提出した者は、入札日の前日までの間において、申請書に関し、契約担当者から説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
  - (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月9日

山形県立最上学園長 荒 川 薫

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 新庄市大字松本55-1 山形県立最上学園会議室
- (2) 日 時 平成19年3月27日(火) 午前10時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 A重油(JIS 1種2号) 52キロリットル
- (2) 契約期間及び納入方法 平成19年4月2日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量をタンクローリーで納入すること。
- (3) 納入場所 新庄市大字松本55-1 山形県立最上学園
- (4) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規程に該当しない者であること。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること(同条第2項の規定により公所長に競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)
- (5) 山形県最上総合支庁の所管区域に本店又は営業所等を有すること。
- (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により許可、認可、登録その処分を受けていることが必要であるときは、その処分を受けていること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

新庄市大字松本55-1 山形県立最上学園庶務係 電話番号0233(22)1559

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月16日(金)午後3時まで山形県立最上学園庶務係に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月9日

山形県立鳥海学園長 富 樫 良 裕

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 飽海郡遊佐町藤崎字茂森14-178 山形県立鳥海学園会議室
- (2) 日 時 平成19年3月27日(火) 午前11時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 A重油(JIS1種1号) 48,000リットル
- (2) 契約期間及び納入方法 平成19年4月2日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量をタンクローリーで納入すること。
- (3) 納入場所 飽海郡遊佐町藤崎字茂森14-178 山形県立鳥海学園

- (4) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規程に該当しない者であること。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること(同条第2項の規定により公所長に競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)
- (5) 山形県庄内総合支庁の所管区域に本店又は営業所等を有すること。
- (6) 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることが必要とされ、これを受けている者。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
飽海郡遊佐町藤崎字茂森14-178 山形県立鳥海学園庶務係 電話番号0234(75)3334
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月16日(金)午後5時までに山形県立鳥海学園庶務係に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、軽油(免税)の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月9日

山形県庄内総合支庁産業経済部水産課長 樋田陽治

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 酒田市山居町二丁目14番23号 山形県庄内総合支庁産業経済部水産課会議室
- (2) 日時 平成19年3月27日(火) 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 軽油(免税) 130,000リットル
- (2) 契約期間及び納入方法 平成19年4月2日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
- (3) 納入場所 酒田市山居町二丁目地先 漁業監視調査船「月峯」船内タンク
- (4) 入札方法 1リットル当たりの単価(軽油引取税に相当する金額を含まない金額とする。)により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格



次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16条)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること(同条第2項の規定により公所長に競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)
  - (5) 山形県庄内総合支庁の所管区域に本店又は営業所等を有すること。
  - (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令上必要とされる許可、認可、登録その他の処分を受けていること。
  - (7) 給油時の求めに応じて、軽油の石油製品成分分析表の提出が可能であること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
酒田市山居町二丁目14番23号 山形県庄内総合支庁産業経済部水産課総務係 電話番号0234-24-6161
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月16日(金)午後4時までに山形県庄内総合支庁産業経済部水産課総務係に提出すること。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
  - (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、反則切符(納付書一体型)の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月9日

山形県知事 齋 藤 弘

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
- (2) 日 時 平成19年3月29日(木) 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 反則切符(納付書一体型) 8,000冊
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限
  - イ 平成19年5月25日(分納の第一回目 5,000冊)
  - ロ 平成19年11月9日(分納の第二回目 3,000冊)
- (4) 納入場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
  - (5) 県内に本店又は営業所等を有すること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2720
  - 5 入札保証金及び契約保証金
    - (1) 入札保証金 免除する。
    - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
  - 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
  - 7 落札者の決定の方法  
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
  - 8 その他
    - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書(以下「申請書」という。)を平成19年3月19日(月)午後1時まで山形県出納局経理課調達担当に提出すること。この場合において、申請書を提出した者は、入札日の前日までの間において、申請書に関し、契約担当者から説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
    - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
    - (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
    - (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
    - (5) 詳細については、入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、灯油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月9日

山形県立村山農業高等学校長 佐藤里美

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 村山市楯岡北町一丁目3番1号 山形県立村山農業高等学校 応接室
- (2) 日時 平成19年3月28日(水) 午前11時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 灯油(JIS 1号) 70,000リットル
- (2) 契約期間及び納入方法 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において、4~10月は毎週月曜日(休校日の場合は翌開校日)、11~3月は毎週月、水及び金曜日(休校日の場合は翌開校日) 指定された全ての場所に給油するものとする。
- (3) 納入場所 村山市楯岡北町一丁目3番1号 山形県立村山農業高等学校
- (4) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること（同条第2項の規定により公所長に競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。）
  - (5) 山形県村山総合支庁の所管区域に本店又は営業所等を有すること。
  - (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により許可、認可、登録その他の処分を受けていることが必要であるときは、その処分を受けていること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する場所
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する場所  
村山市楯岡北町一丁目3番1号 山形県立村山農業高等学校 事務室 電話番号 0237(55)2538
  - (2) 入札説明書の交付場所等 山形県立村山農業高等学校 事務室で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月16日までに山形県立村山農業高等学校 事務室に提出すること。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
  - (5) 詳細については入札説明書による。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成19年3月9日

山 形 県 公 安 委 員 会  
委 員 長 吉 田 美 智 子

1 開催の日時、場所等

- (1) 猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する講習会

| 年 月 日       | 時 間              | 場 所                  | 講 習 内 容                      | 手 数 料  |
|-------------|------------------|----------------------|------------------------------|--------|
| 平成19年7月10日  | 午前9時から<br>午後5時まで | 山 形 警 察 署            | イ 猟銃及び空気銃の所持に関する法令<br>3 時間   | 6,800円 |
| 平成20年1月30日  |                  |                      |                              |        |
| 平成19年5月8日   |                  | 鶴 岡 警 察 署            | ロ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い<br>2 時間 |        |
| 平成19年9月28日  |                  | 酒 田 警 察 署            |                              |        |
| 平成19年8月24日  |                  | 米沢市<br>置 賜 総 合 支 庁   |                              |        |
| 平成19年11月14日 |                  | 新庄市<br>新 庄 市 民 プ ラ ザ |                              |        |

## (2) 猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者に対する講習会

| 年 月 日       | 時 間             | 場 所                         | 講 習 内 容                                                          | 手 数 料  |
|-------------|-----------------|-----------------------------|------------------------------------------------------------------|--------|
| 平成19年6月7日   | 午前9時から<br>正 午まで | 山形市<br>山形国際交流プラザ            | イ 猟銃及び空気銃の所持に<br>関する法令<br>2時間<br>ロ 猟銃及び空気銃の使用、<br>保管等の取扱い<br>1時間 | 3,000円 |
| 平成20年1月17日  |                 |                             |                                                                  |        |
| 平成19年8月7日   |                 | 鶴岡警察署                       |                                                                  |        |
| 平成20年3月4日   |                 |                             |                                                                  |        |
| 平成19年5月18日  |                 | 酒田警察署                       |                                                                  |        |
| 平成19年10月19日 |                 |                             |                                                                  |        |
| 平成19年7月2日   |                 | 米沢市<br>置賜総合支庁               |                                                                  |        |
| 平成19年11月7日  |                 |                             |                                                                  |        |
| 平成19年5月24日  |                 | 新庄市<br>新庄市民プラザ              |                                                                  |        |
| 平成19年11月27日 |                 |                             |                                                                  |        |
| 平成19年11月20日 |                 | 村山警察署                       |                                                                  |        |
| 平成19年5月10日  |                 | 南陽警察署                       |                                                                  |        |
| 平成19年6月12日  |                 | 長井市<br>置賜生涯学習プラザ            |                                                                  |        |
| 平成19年4月26日  |                 | 寒河江警察署                      |                                                                  |        |
| 平成19年12月5日  |                 |                             |                                                                  |        |
| 平成19年9月4日   |                 | 天童市<br>(財)山形県総合運動都<br>市公園公社 |                                                                  |        |
| 平成19年10月12日 |                 | 上山警察署                       |                                                                  |        |
| 平成19年6月26日  |                 | 尾花沢市<br>文化体育施設・サル<br>ナート    |                                                                  |        |
| 平成19年7月26日  |                 | 小国町<br>ショッピングセンター<br>アスモ    |                                                                  |        |

## 2 受講の申込み

講習を受けようとする者は、「猟銃等講習受講申込書」1通(申請者の住所地を管轄する警察署の管轄区域外にある場所で講習を受けようとする場合は、2通)に、それぞれ所要事項を記載した上、写真1枚(申請者の住所地を管轄する警察署の管轄区域外にある場所で講習を受けようとする場合は、2枚)を添えて講習会の前日までに住所地を管轄する警察署に提出すること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月9日

山形警察署長 後 藤 和 夫

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松山一丁目1番23号 山形警察署5階会議室
- (2) 日 時 平成19年3月29日（木）午後1時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称 A重油（JIS 1種2号）
- (2) 年間調達予定数量 120,000リットル
- (3) 納入期間及び納入方法 平成19年4月2日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量をタンクローリーで納入すること。
- (4) 納入場所 山形警察署
- (5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと及び同条第2項各号のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者でないこと。
- (2) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること（規則第125条第2項により公所長が競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認めた者を含む。）
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者であること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松山一丁目1番23号 山形警察署会計課 電話番号023(627)0110

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書を平成19年3月16日（金）まで提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約については、山形警察署の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、軽油(免税)の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月9日

山形県酒田警察署長 沼澤 政太郎

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 酒田市上安町一丁目1番地の1 酒田警察署 401会議室
- (2) 日時 平成19年3月29日(木) 午後1時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称 軽油(免税)
- (2) 年間調達予定数量 40,000リットル(1回当たりの納入予定数量 200~600リットル)
- (3) 契約期間及び納入方法 平成19年4月2日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
- (4) 納入場所 酒田市宮海地内(酒田北港内)酒田警察署警備艇停泊場所及び酒田警察署長の指定する場所
- (5) 入札方法 1リットル当たりの単価(免税軽油とし、軽油引取税に相当する金額を含まない金額とする。)により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと及び同条第2項各号のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者でないこと。
- (2) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること(規則第125条第2項により公所長が競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認めた者を含む。)
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者であること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

酒田市上安町一丁目1番地の1 山形県酒田警察署会計課 電話番号0234-23-0110

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 その他

- (1) この入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月16日(金)午後5時までに4の契約に関する事務を担当する部局等に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約については、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234号第1項の規定により、普通牛乳の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月9日

山形県病院事業管理者 野村 一 芳

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 あこや会館 1階 101会議室  
(2) 日時 平成19年3月27日(火) 午後2時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達する物品の名称 普通牛乳(内陸)  
(2) 調達する物品の規格 200ml 紙パック入り・ストロー貼付  
(3) 調達予定数量 282,000本  
(山形県立中央病院150,000本、山形県立新庄病院70,000本、山形県立河北病院62,000本)  
(4) 納入条件  
製品の納入時の温度は、0 から10 とすること。また、納入年月日に事業者が定める品質保持期間から2を差し引いた日数を加えた年月日が、当該物件に記載された品質保持期限以内であること。  
山形県立中央病院 納入単位(1回あたり最大)500本 納入回数 月曜日から日曜日  
山形県立新庄病院 納入単位(1回あたり最大)500本 納入回数 月曜日から土曜日  
山形県立河北病院 納入単位(1回あたり最大)350本 納入回数 月曜日から土曜日  
(5) 契約期間及び納入方法 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において、別に発注する書面で指定する発注数量を納入すること。この場合、栄養給食課内において検収を受けること。

### (6) 納入場所及び納入時間

- |                  |          |        |             |
|------------------|----------|--------|-------------|
| 山形市大字青柳1800番地    | 山形県立中央病院 | 栄養給食課内 | 14時から15時    |
| 新庄市若葉町12-55      | 山形県立新庄病院 | 栄養給食課内 | 10時15分から11時 |
| 西村山郡河北町谷地字月山堂111 | 山形県立河北病院 | 栄養給食課内 | 14時から15時    |

### (7) 入札方法

1本当たりの単価により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。  
(2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。  
(3) 山形県病院事業局競争入札参加資格者指名停止要綱又は、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。  
(4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項に定める競争入札参加資格者名簿又は、山形県病院事業局競争入札参加資格者名簿に登載されていること(規則第125条第2項により山形県病院事業管理者が競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認めたことを含む。)  
(5) 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることが必要とされ、これを受けている者。  
(6) 県内に本店又は営業所等を有すること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県病院事業局県立病院課 電話023(630)2748で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除  
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10に相当する金額以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る）をした者を落札者とする。

## 8 その他

- (1) この入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月16日（金）午後3時まで4の契約に関する事務を担当する部局等に提出すること。  
また、3の(4)に該当しない者で、参加を希望する者は、山形県ホームページ掲載の物品等競争入札参加資格審査申請要領の例による各種証明書（様式は県立病院課で交付）を平成19年3月16日（金）午後3時まで提出すること。この場合において、各種証明書を提出した者は、開札日の前日までに各種証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合に係る契約の解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、山形県病院事業局の都合により調達手続きの停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細は入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234号第1項の規定により、普通牛乳の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月9日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 あこや会館 1階 101会議室
- (2) 日 時 平成19年3月27日（火）午後2時30分

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達する物品の名称 普通牛乳（庄内）
- (2) 調達する物品の規格 200ml 紙パック入り・ストロー貼付
- (3) 調達予定数量 189,050本（山形県立日本海病院 95,000本、山形県立鶴岡病院94,050本）
- (4) 納入条件  
製品の納入時の温度は、0 から10 とすること。また、納入年月日に事業者が定める品質保持期間から2を差し引いた日数を加えた年月日が、当該物件に記載された品質保持期限以内であること。  
山形県立日本海病院 納入単位（1回あたり最大）700本 納入回数 月曜日から土曜日  
山形県立鶴岡病院 納入単位（1回あたり最大）570本 納入回数 月曜日から土曜日
- (5) 契約期間及び納入方法 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において、別に発注する書面で指定する発注数量を納入すること。この場合、栄養給食課内において検収を受けること。
- (6) 納入場所及び納入時間  
酒田市あきほ町30 山形県立日本海病院 栄養給食課内 午前8時30分から午前9時20分  
鶴岡市高坂字堰下28 山形県立鶴岡病院 栄養給食課内 午前8時30分から午前9時30分
- (7) 入札方法 1本当たりの単価により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県病院事業局競争入札参加資格者指名停止要綱又は、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項に定める競争入札参加資格者名簿又は、山形県病院事業局競争入札参加資格者名簿に記載されていること（規則第125条第2項により



山形県病院事業管理者が競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認めたことを含む。)

- (5) 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることが必要とされ、これを受けている者。
- (6) 県内に本店又は営業所等を有すること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県病院事業局県立病院課 電話023(630)2748で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10に相当する金額以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る)をした者を落札者とする。

#### 8 その他

- (1) この入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月16日(金)午後3時まで4の契約に関する事務を担当する部局等に提出すること。  
また、3の(4)に該当しない者で、参加を希望する者は、山形県ホームページ登載の物品等競争入札参加資格審査申請要領の例による各種証明書(様式は県立病院課で交付)を平成19年3月16日(金)午後3時まで提出すること。この場合において、各種証明書を提出した者は、開札日の前日までに各種証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合に係る契約の解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、山形県病院事業局の都合により調達手続きの停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細は入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234号第1項の規定により、医療情報システム運用管理支援業務に関する役務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年3月9日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院 3階 会議室2
- (2) 日 時 平成19年3月26日(月) 午前11時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 医療情報システム運用管理支援業務 一式
- (2) 調達する特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- (4) 業務場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院
- (5) 入札方法 総価により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成19年1月30日付け山形県公報第1811号)により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県病院事業局競争入札参加資格者指名停止要綱又は、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく

指名停止措置を受けていないこと。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院 医事経営課情報企画係 電話023(685)2626 内線1048
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10に相当する金額以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定方法  
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る)をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
  - (1) この契約においては契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (2) この入札及び契約については、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
  - (3) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
  - (4) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
  - (1) Nature and quantity of the service to be required: Operative management support of Medical information system
  - (2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. March 26, 2007
  - (3) Contact point for the notice: Management Division, Yamagata Prefectural Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2292 Japan TEL 023-685-2626

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234号第1項の規定により、オーダリングシステム保守に関する役務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年3月9日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院 3階 会議室2
  - (2) 日 時 平成19年3月26日(月) 午前11時30分
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達する特定役務の名称及び数量 オーダリングシステム保守 一式
  - (2) 調達する特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
  - (4) 業務場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (2) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成19年1月30日付け山形県公報第1811号)により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県病院事業局競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院 医事経営課情報企画係 電話023(685)2626 内線1048

## 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10に相当する金額以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る)をした者を落札者とする。

## 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

(1) この契約においては契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(2) この入札及び契約については、山形県立日本海病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(3) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。

(4) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required: Maintenance of Ordering system

(2) Time-limit for tender: 11:30 A.M. March 26, 2007

(3) Contact point for the notice: Management Division, Yamagata Prefectural Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2292 Japan TEL 023-685-2626

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、18年度産給食用精白米(庄内産 はえぬき1等米)の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月9日

山形県立日本海病院長 新 澤 陽 英

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 酒田市あきほ町30番地 山形県立日本海病院 会議室(2階)

(2) 日 時 平成19年3月23日(金) 午前9時

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称 18年度産給食用精白米(庄内産 はえぬき1等米)

(2) 調達する物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による

(3) 年間調達予定数量 15,000kg

(4) 契約期間及び納入方法 平成19年4月1日~平成19年10月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。

(5) 納入場所 酒田市あきほ町30番地 山形県立日本海病院

(6) 入札方法 1kgの単価により行う。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

(3) 山形県病院事業局競争入札参加資格者指名停止要綱又は、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項に定める競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されていること(財務規則第125条第2項により公所長が競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認めたことを含む。)
- (5) 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることが必要とされ、これを受けている者
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する課等  
酒田市あきほ町30番地 山形県立日本海病院 栄養給食課 電話番号0234(26)2001(代)で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 落札者は契約金額に2の(2)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他財務規則122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定方法  
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) この入札に参加を希望するものは、競争入札の参加資格に関する確認申請を平成19年3月16日(金)17時までに4の契約に関する事務を担当する栄養給食課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、山形県立日本海病院の都合により調達手続きの停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細は入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ペーパータオルの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月9日

山形県立日本海病院長 新 澤 陽 英

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 酒田市あきほ町30番地 山形県立日本海病院 会議室(2階)
- (2) 日 時 平成19年3月23日(金) 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称 ペーパータオル
- (2) 調達する物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 年間調達予定数量 200枚/包 21,600包
- (4) 契約期間及び納入方法 平成19年4月1日~平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
- (5) 納入場所 酒田市あきほ町30番地 山形県立日本海病院
- (6) 入札方法 1包あたりの単価により行う。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

- (3) 山形県病院事業局競争入札参加資格者指名停止要綱又は、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項に定める競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に記載されていること(財務規則第125条第2項により公所長が競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認めたことを含む。)
- (5) 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることが必要とされ、これを受けている者
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する課等  
酒田市あきほ町30番地 山形県立日本海病院 医事経営課 用度係 電話番号0234(26)2001(代)で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 落札者は契約金額に2の(2)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他財務規則122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定方法  
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) この入札に参加を希望するものは、競争入札の参加資格に関する確認申請を平成19年3月16日(金)17時までに4の契約に関する事務を担当する医事経営課 用度係に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、山形県立日本海病院の都合により調達手続きの停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細は入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、医療用ガスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月9日

山形県立新庄病院長 中 嶋 凱 夫

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院大会議室
- (2) 日 時 平成19年3月27日(火) 午後2時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量

|   | 物品の名称 | 規 格                  | 単 位              | 購入予定数量 |                |
|---|-------|----------------------|------------------|--------|----------------|
| イ | 液体酸素  | ローリー車                | 1 m <sup>3</sup> | 80,000 | m <sup>3</sup> |
| ロ | 酸素ガス  | ボンベ0.5m <sup>3</sup> | 1 本              | 470    | 本              |
| ハ | 液体窒素  | 特殊容器                 | 1 kg             | 105kg  | kg             |
| ニ | 窒素ガス  | 窒ボンベ7 m <sup>3</sup> | 1 本              | 35     | 本              |
| ホ | 炭酸ガス  | ボンベ2.5kg             | 1 本              | 35     | 本              |

|   |      |          |    |   |   |
|---|------|----------|----|---|---|
| へ | 炭酸ガス | ボンベ0.7kg | 1本 | 5 | 本 |
| ト | 炭酸ガス | ボンベ7.0kg | 1本 | 5 | 本 |

## (2) 契約期間及び納入方法

平成19年4月1日から平成20年3月31日

2の(1)の規格により、指定する場所に納入すること。

## (3) 納入場所

山形県立新庄病院

(4) 入札方法 2の(1)の各品目の単位当たりの単価により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県病院事業局競争入札参加資格者指名停止要綱又は、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (5) 営業に関し、法令の規定により許可、認可、登録その他の処分を受けていることが必要とするときは、その処分を受けていること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院医事経営課 電話番号0233(22)5525

(2) 山形県立新庄病院医事経営課で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

## 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月16日(金)午後5時までに4の契約に関する事務を担当する部局等に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合に係る契約の解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県立新庄病院の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、精白米の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月9日

山形県立新庄病院長 中 嶋 凱 夫

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院大会議室  
 (2) 日 時 平成19年3月27日(火) 午後2時30分

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量

|   | 物品の名称 | 規 格                                                          | 単位 | 購入予定数量   |
|---|-------|--------------------------------------------------------------|----|----------|
| 1 | 精白米   | 内陸産はえぬき1等米<br>10kgビニール袋詰<br>(4月～10月 18年度産米<br>11月～3月 19年度産米) | Kg | 20,000Kg |

- (2) 契約期間及び納入方法

平成19年4月1日から平成20年3月31日

2の(1)の規格により、指定する場所に納入すること。

- (3) 納入場所

山形県立新庄病院

- (4) 入札方法 1kg当たりの単価により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。  
 (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。  
 (3) 山形県病院事業局競争入札参加資格者指名停止要綱又は、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと  
 (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。  
 (5) 営業に関し、法令の規定により許可、認可、登録その他の処分を受けていることが必要とするときは、その処分を受けていること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院栄養給食課 電話番号0233(22)5525

- (2) 山形県立新庄病院医事経営課で交付するほか、山形県のホームページ(
- <http://www.pref.yamagata.jp/>
- )からもダウンロードできる。

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。  
 (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月16日(金)午後5時までに4の契約に関する事務を担当する部局等に提出すること。  
 (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合に係る契約の解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。  
 (3) この入札及び契約は、県立新庄病院の都合により調達手続の停止等があり得る。

- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、精白米の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月9日

山形県立河北病院長 片 桐 忠

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 西村山郡河北町谷地月山堂111番地 山形県立河北病院 大会議室
- (2) 日 時 平成19年3月27日(火) 午後3時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 精白米、8,000kg
- (2) 規格 はえぬき100%、内陸県産米(平成18年産) 10kg袋詰
- (3) 契約期間及び納入方法 平成19年4月1日から平成19年10月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
- (4) 納入場所 西村山郡河北町谷地月山堂111番地 山形県立河北病院
- (5) 入札方法 1kg当たりの単価により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県病院事業局競争入札参加資格者指名停止要綱又は、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (5) 村山総合支庁管内に本店又は営業所等を有すること。
- (6) 入札規格米のサンプル提出後、本院審査会にて入札参加が認められた者であること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

西村山郡河北町谷地月山堂111番地 山形県立河北病院栄養給食課 電話番号0237(73)3131 内線128で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月15日(木)午後4時までに4の契約に関する事務を担当する部局等に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合に係る契約の解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県立河北病院の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。



地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月9日

山形県立河北病院長 片 桐 忠

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 西村山郡河北町谷地月山堂111番地 山形県立河北病院 大会議室
- (2) 日 時 平成19年3月27日(火) 午後4時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 A重油(JIS 1種2号) 340キロリットル
- (2) 契約期間及び納入方法 平成19年4月1日から平成19年9月30日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
- (3) 納入場所 西村山郡河北町谷地月山堂111番地 山形県立河北病院
- (4) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県病院事業局競争入札参加資格者指名停止要綱又は、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (5) 次の市町内に本店又は営業所等を有すること。  
河北町、寒河江市、天童市、東根市、村山市
- (6) 営業に関し、法令の規定により許可、認可、登録その他の処分を受けていることが必要とするときは、その処分を受けていること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

西村山郡河北町谷地月山堂111番地 山形県立河北病院医事経営課用度係 電話番号0237(73)3131 内線127で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月15日(木)午後4時までに4の契約に関する事務を担当する部局等に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合に係る契約の解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県立河北病院の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、米の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月9日

山形県立鶴岡病院長 灘 岡 壽 英

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 鶴岡市高坂字堰下28番地 山形県立鶴岡病院3階第一会議室
- (2) 日 時 平成19年3月27日(火) 午前11時00分

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称 庄内産はえぬき平成18年産1等級精白米
- (2) 調達予定数量 17,000キログラム
- (3) 契約期間 平成19年4月1日から平成19年10月31日まで
- (4) 納入方法 指定する納入日に指定する数量を10kg包装で納入すること。
- (5) 納入場所 鶴岡市高坂字堰下28番地 山形県立鶴岡病院
- (6) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県病院事業局競争入札参加資格者指名停止要綱又は山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていない者
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿及び山形県立鶴岡病院競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (5) 鶴岡市又は東田川郡内に本店又は営業所等を有すること。
- (6) 営業に関し、法令の規定により許可、認可、登録その他の処分を受けていることが必要とするときは、その処分を受けていること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

〒997-0369 鶴岡市高坂字堰下28番地

山形県立鶴岡病院総務経営課栄養給食係 電話番号0235(22)2690で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県病院事業局財務規程(平成15年3月山形県病院事業局管理規程第11号)第121条の規定による山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県病院事業局財務規程第121条の規定による山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月20日までに山形県立鶴岡病院総務経営課栄養給食係に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約については、山形県立鶴岡病院の都合により、調達手続きの停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。